

第2回検討会議論点（たたき）

1 条例の基本理念について

●条例の趣旨・目的について

- 手話を言語と認める
- 身体障害者手帳を持たない中軽度の聴覚障害のある方に対する支援
- 高齢の方や中途失聴の方等への手話以外のコミュニケーションの保障

2 関係者の責務・役割・連携について

●条例の対象範囲について

●行政機関・事業者の責務・役割について

- 事業者等の責務
 - ※障害者差別解消法、京都府障害のある人もない人も共にいきいきと暮らしやすい社会づくり条例との関係
- 大学教育等における情報保障

3 基本的な施策の方向性について

●乳幼児・学童期の手話の獲得・習得について

- ろう学校における手話の位置づけ

●成人期の手話の習得について

- 高齢の方、中途失聴の方への手話または他のコミュニケーション手段の確保

●手話や多様な情報コミュニケーション方法の保障について

●手話の普及・聴覚障害者への理解促進について

- ・一般府民
- ・事業者
- ・教育機関
- ・サークル

●人材養成について（特に若者へのはたらきかけについて）

- 支援者の高齢化
- 若者への養成拡大

●環境整備について

- 緊急時、災害時の情報コミュニケーション保障

●京都府政における対応について

- 警察、消防等の職員に対する理解の推進

4 施策の推進体制・財政上の措置について

●施策の推進体制について

●実施状況の評価・検証体制について